

加配教職員定数について(高校)

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

令和7年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善※ (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	1,019人
通級による指導 (法22条3号)	高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)に対応	348人
生徒支援※ (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,391人
養護教諭 (法22条3号)	心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目 開設※ (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,390人
離島地域 (法附則11項)	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合 計		6,415人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける